

【添付資料1】

松阪市職員服務規程及び松阪市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則の改正

【参考】

松阪市職員服務規程

(非常災害の場合の服務)

第 20 条 職員は、勤務時間外又は休日において非常事態が発生したときは、自身の安否状況等を安否情報報告システム等により所属長に報告しなければならない。

2～3 (略)

松阪市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則

(服務)

第 26 条 松阪市職員服務規程(平成 17 年松阪市訓令第 14 号)第 2 条、第 9 条、第 10 条及び第 20 条第 1 項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

2～6 (略)